
第1回 日吉津村議会定例会会議録（第5日）

令和5年3月24日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和5年3月24日 午前9時開議

- 日程第1 陳情第1号 国による学校給食無償化を求める陳情
- 日程第2 陳情第2号 「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 陳情第3号 政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書
- 日程第4 議案第1号 日吉津村個人情報保護法施行条例
- 日程第5 議案第2号 日吉津村保育所認可変更に伴う整備条例
- 日程第6 議案第3号 日吉津村印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第4号 日吉津村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第5号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第9号 日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 日吉津村高齢者介護予防・地域支え合い事業手数料徴収条例を廃止する条例

- 日程第17 議案第14号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）
- 日程第18 議案第15号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）
- 日程第19 議案第16号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 日程第20 議案第17号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算
- 日程第21 議案第18号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和5年度日吉津村下水道事業会計予算
- 日程第24 発委第1号 日吉津村議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第25 議案第21号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第11回）
- 日程第26 広報広聴常任委員会の閉会中継続調査について
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 陳情第1号 国による学校給食無償化を求める陳情
- 日程第2 陳情第2号 「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 陳情第3号 政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書
- 日程第4 議案第1号 日吉津村個人情報保護法施行条例
- 日程第5 議案第2号 日吉津村保育所認可変更に伴う整備条例
- 日程第6 議案第3号 日吉津村印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第4号 日吉津村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第5号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第6号 日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第7号 日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例

- 日程第12 議案第9号 日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 日吉津村高齢者介護予防・地域支え合い事業手数料徴収条例を廃止する条例
- 日程第17 議案第14号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）
- 日程第18 議案第15号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）
- 日程第19 議案第16号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 日程第20 議案第17号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算
- 日程第21 議案第18号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
- 日程第22 議案第19号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第20号 令和5年度日吉津村下水道事業会計予算
- 日程第24 発委第1号 日吉津村議会の個人情報保護に関する条例
- 日程第25 議案第21号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第11回）
- 日程第26 広報広聴常任委員会の閉会中継続調査について
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中継続調査について

出席議員（10名）

1番 長谷川 康 弘	2番 井 藤 稔
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悦 郎
9番 加 藤 修	10番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 小 乾 敬 介 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 小 原 義 人
総合政策課長 福 井 真 一 住民課長 矢 野 孝 志
福祉保健課長 橋 田 和 久 建設産業課長 益 田 英 則
教育長 井 田 博 之 教育次長 横 田 威 開
会計管理者 景 山 美 穂

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。令和 5 年 3 月第 1 回定例会最終日、討論、採決を開会いたします。

開会前に、議長として一言御挨拶申し上げます。

3 月 3 日に開会されました本定例会は、2 2 日間の会期をもって本日で閉会となります。本定例会においては、令和 5 年度当初予算を審議していただくなど、骨格予算とはいえ慎重審議をいただきました。御苦労さまでした。

社会状況は、やっとのことでコロナ終息となり、経済活動、イベント活動の活発化を願うところであります。コロナ感染から丸 3 年、この間、村長をはじめとして行政職員の皆さんには大変御苦労であったと思います。感謝申し上げる次第であります。

一難去ったとはいえども、ロシアのウクライナ進撃を発端に、国内においても物価高に苦しむところであります。現状は、その対応に全国自治体が苦労するところであります。また、その対応に自治体格差が発生しているところと感じております。村の状況を把握した中で、その対応に抜かりがないよう、議会としても注視をしてみたいと思います。

来月 4 月は、村長、議員各位には、ともに改選を控えております。健康には十分に留意され臨まれるよう御祈念申し上げます。

それでは、本日の会議に入りたいと思います。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

日程第1 陳情第1号

○議長（山路 有君） 日程第1、陳情第1号、国による学校給食無償化を求める陳情を議題とします。

本陳情については、本会議において教育民生常任委員会に審査を付託していますので、教育民生常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

前田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（前田 昇君） 教育民生常任委員会の委員長を務めます前田です。よろしくをお願いします。

陳情第1号、国による学校給食無償化を求める陳情ということで付託をいただきました案件につきまして、委員会で審議をいたしました。その審査結果は既に記載をされてますとおり、不採択ということに決しました。この陳情の経過について補足説明をさせていただきます。

この陳情は、陳情者、新日本婦人の会鳥取県本部会長、山内淳子さんということで、鳥取市の会の会長であります。

国による学校給食無償化を求める陳情ということで、陳情の趣旨としましては、貧困と格差が広がる中で、コロナ禍や物価高が子育て家庭の家計を直撃しているということでありまして、こうした中、既に家庭負担を減らすよう鳥取県内でも5つの町で無償化が始まっております。そういったことを踏まえまして、学校給食も教育活動の一環であり、公教育の機会均等の立場から、全ての小・中学校で学校給食を実施し、給食費を無料にすることを求めたい、そういった趣旨から、本村のほうから国に対して国の責任による学校給食費の無償化を意見書として求められたいというふうな趣旨の陳情でありました。こういった内容につきまして、委員で協議いたしました。

学校給食法に、学校給食の給食費といいますが、食材料費については保護者の負担であるということが従来の原則となっております、そういった原則がある以上、無償化は難しいのではないかという意見。また、学校給食を無償化するためには相当な予算が必要になるというふうな御意見。村としては、給食に係る予算は、諸物価高騰の中ではありますが、保護者の負担を上げない

ように努めていかなければならない。でありまして、例えば生活困窮家庭に対しては、生活保護や準要保護制度を適切に利用して家庭を支える必要があると。また、そういった状況の中で、村として学校給食の無償化を国に求めていくということは現段階で適当でないのではないかというふうな御意見が出まして、以上のような議論の結果、不採択ということになりました。

以上、簡単ではありますが、経過報告とさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論については、最初に、反対討論はありませんか。

三島議員。

○議員（４番 三島 尋子君） ４番、三島です。先ほど教育民生常任委員長から国による学校給食無償化を求める陳情については不採択の報告がございましたが、私は委員長報告に反対する立場で討論をいたします。

長らく労働者の賃金が上がらない中、コロナ禍、感染症で急激な物価高騰が保護者の家庭を圧迫しております。学校給食食材費の高騰については、日吉津村でも保護者負担が増えないよう対応をされていることには評価をいたします。小・中学生のいる子育て世帯は今、教材費、制服、体操着、学用品、給食費、そして修学旅行の積立金、また、部活活動費などの負担があります。子供の人数においても負担が増え、共働きの方でも毎日、毎月、四苦八苦、大変なのという声を聞きます。

文科省が昨年９月、物価高騰などに対応した学校給食費の保護者負担軽減の実施状況を公表しています。全国で８割を超える自治体が地方創生臨時交付金などを活用し軽減を実施していること、また、今後も実施の予定であることが出されております。そして、先ほどもありましたけれども、県内でも５町で無償化が行われております。憲法第２６条は、義務教育はこれを無償とすると規定し、教育基本法第４条及び学校教育法第６条において、義務教育の無償化が担保されております。文部科学省による学校給食無償化に関する調査においても、無償化の成果として、児童生徒は栄養バランスのよい食事摂取の意識向上、保護者は親子で食育について話し合う機会の増加、また、教職員では食育の指導に関する意識向上が見られたと報告しています。学校給食法の第１１条に、学校給食は保護者負担と明記されていることが上げられますが、２０１８年１２月６日の参議院文教科学委員会において、吉良佳子議員の質問に対し、当時の柴山昌彦文部科学

大臣が、学校給食法第11条の規定は1954年の文部事務次官通達のとおり、給食費の一部を補助することを禁止する意図ではないこと、さらに、地方自治体はその判断によって全額補助することを否定するものではないと答弁を行っております。無償化を否定する法的根拠を完全に否定しております。自治体の財政力によらず、全国どこでもひとしく教育条件が整備され、親の所得に関係なく教育を受ける権利が保障されるよう、国の責任で給食費無償化を支援することが必要です。

以上、討論といたします。皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論はありますか。

松田議員。

○議員（8番 松田 悦郎君） 8番、松田です。陳情第1号、国による学校給食無償化を求める陳情について、委員長の報告は不採択でありました。私は委員長報告に賛成する立場で討論いたします。

そもそも義務教育負担は、昭和39年2月26日の最高裁判例では、一切の費用を無償とすべきではないと私は理解しております。よって、憲法26条の義務教育で給食費を無償の対象とすることも、最高裁の判例から妥当とは言えません。また、学校給食法第2条には、食生活に関する様々な活動について理解を深め、勤労を重んずる態度を養うとあります。すなわち給食費を国が支払うのではなく、保護者の働く姿を子供に対して見せることが重要な教材であると理解しております。本村でも給食費の食材費は保護者負担となっており、また、生活保護世帯や生活困窮者世帯には給食費支援の負担軽減措置を実施していますので、学校給食無償化の陳情には反対いたします。

以上、賛成討論を述べまして、一発言を終わります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありますか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この陳情は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。本陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） ありがとうございます。起立少数と認めます。したがって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

日程第2 陳情第2号

○議長（山路 有君） 日程第2、陳情第2号、「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

本陳情については、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 皆さん、おはようございます。総務経済常任委員長の橋井でございます。ただいま議長のほうから御紹介いただきました陳情第2号について、本定例会において総務経済常任委員会に付託をされましたので、これにつきましての経過と結果について御報告をさせていただきます。

まず、陳情第2号、受理年月日は令和5年2月3日、提出者、鳥取市末広温泉町211、誠ビル2階、憲法改悪反対鳥取県共同センター代表、田中誠氏からの提出でございます。

まず、端的に申し上げます。本陳情につきましては、去る3月8日午後1時半より、総務経済常任委員、敬称略させていただきます、三島、井藤、長谷川、山路、橋井、以上5名の委員で構成する総務経済常任委員会で慎重審議をさせていただきました。この陳情第2号、「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書の提出を求める陳情書でございます。これらの陳情の趣旨といたしましては、岸田政権における閣議決定をなされたこれらの内容について取り下げるようにされるということでございます。

この中で、各委員の中で話の論点となりましたのは、やはりこれらの内容につきましての歴代政権の専守防衛を投げ捨てて、米軍指揮下の安保関連3文書を閣議決定をしたということに対する閣議決定の取扱いの考え方に対する疑問点。それと、これらの抑止力に対する考え方、相手より強い軍事力を持てば侵略は抑止できるという抑止力論のこれらを否定する考え方。そして、これらを閣議決定をなされたということに対する民意の反映の仕方に対する疑義の点をこれらは申し述べられております。これらを各委員の御意見を伺いながら決定をいたしましたところ、やはり現状の国政については、これらの陳情項目をそのまま推移するということが適切ではないという意見が多を占めたように思っております。

審議内容の結果、これらの陳情を採択すべきが1、不採択とすべきが3ということで、不採択ということで意見を賜ったところでございます。

以上、これらについての審議結果並びに経過を報告させていただきました。以上でございます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。先ほど総務経済常任委員長から不採択の報告がございました。私は、「安保関連3文書」閣議決定の撤回、「敵基地攻撃能力」の保有や防衛費2倍化に反対する意見書の提出を求める陳情には、委員長報告とは反対に採択をとということで、委員長報告に反対の討論をさせていただきます。

政府は昨年12月16日、国家安全保障戦略、国家防衛戦略、防衛力整備計画の安保3文書を改定し、敵基地攻撃能力を保有すること及び今後5年間に軍事費を4.3兆円に増額することを閣議決定しました。この中で、日本への侵攻を抑止するためには敵基地攻撃能力の保有が必要だとしています。その内実はアメリカからの武器の大量購入であり、そのために歳出削減や建設国債の活用、法人税や所得税、復興特別所得税の延長、たばこ税の増税を打ち出しています。安保3文書改定は、日本の安全保障政策を根本から転換することを宣言したものです。憲法9条に反し、国民の暮らしの破壊につながり、敵基地攻撃能力の保有は周辺国に脅威を与え、日本が他国から攻撃を受ける危険性が逆に高まりかねません。歴代政権は一貫して平和憲法の下、周辺国に脅威を与える兵器は保有できない専守防衛の立場を堅持してきました。敵基地攻撃能力の保有に踏み込むことは、従来の政府方針を覆すものであります。集団自衛権行使を容認する安保法制の下では、アメリカに対する武力攻撃があった時点で、日本に対する武力の攻撃がなくても日本が相手国に攻撃する可能性もあり、重大な危険をはらんでおります。一たび戦争が起これば、基地の軍隊だけでなく国民にも大きな犠牲が出ることは、現在のロシアによるウクライナ侵略でも明らかです。憲法を逸脱して、日本の安全保障政策を大転換させ国民の命を危険にさらす重大な計画を国会の議論や国民的な議論もないままに閣議決定で決めることは、日本国憲法の国民主権をないがしろにし、日本の民主主義を根本から破壊する行為です。政府は、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにする、日本国憲法の前文です、を心に刻み、戦争の準備をするのではなく、戦争をさせない努力こそすべきです。

私は、以上、委員長報告に反対の討論とします。

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論はありませんか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 先ほど委員長のほうから報告のありましたように、委員長報告に賛成の立場から討論をさせていただきます。

私は世界の平和、日本の平和を考える場合には、やはり全体的なことを見ながら検討していかなければならないなという考え方を常日頃から持っております。

1つは、グローバルな視点でということであります。軍事、外交、経済、これらについてのグローバルな、いわゆる平和的な視点でもっていくことが必要だろうと思います。軍事、外交、経済のパワーのバランスといますか、世界的なバランスを考えなければいけないということが1点であります。

2点目は、やはり一国の平和主義では到底、平和は保てないなと考えております。国連を舞台とする積極的な平和主義、これを貫いていく必要があるだろうと思います。最近の報道等を見てみますと、皆さん御承知のとおりであります。3月に入りましてからも地方紙を見ましても、本当に世界が動いとるなという気がします。3月19日の地方紙でもプーチン氏に逮捕状が出たと、ウクライナの戦争に関して逮捕状が出たということが出ておりますし、それから、日独首脳が経済安保で連携したということも出ております。それから、その裏面では、ロシアが中国製爆弾を使用かというような内容のものも出ております。その3日後になりますか、3月22日では、首都キーウに岸田総理が電撃訪問された。インドの首相との会談後、急遽予定変更か当初の計画どおりか分かりませんが、電撃的にウクライナを訪問してゼレンスキー大統領との対談をされたということでもあります。このように、非常に大きく動いてる。世界は動いてる。だから、現実を本当に直視して、そのパワーバランスも考えながらトータルのなやはり視点で対応していかなければならないと、このように思います。

陳情者の方からいただいとるのにつきましては、先ほど委員長報告にもありましたように、専守防衛を投げ捨てとるんじゃないかということが1点あったと思います。やはり、私は必要な共同防衛体制の整備だ、またこれは共同防衛体制というのが必要なんだと、私はそのように解釈しております。それから、敵基地攻撃能力の保有ということで、いわゆるミサイル等の設置ということであろうかと思えますけども、これがいわゆる武力による威嚇なんじゃないだろうかということでもありますけども、これは抑止力等を考えれば、やっぱり現実に合った防衛システムの範囲内であろうと、私はこのように考えます。また、2%の防衛費は軍の拡大に、大軍拡となるんじゃないかという御心配も述べていただいておりますけども、やはり必要な防衛力の整備というのは随時見ながら図っていかなければならないだろうなというふうに考えております。そのため

にも、過去の歴史や、それから現在の国連等などにおけるいわゆる派遣国の言動には、やはり今後も十分注意を払ってまいりたいと思います。冷静に見守り、地政学的な視点も大切にしながら、やはり対応を小まめにしていくということが必要であろうかと、このように思っております。

最後になりましたが、憲法改悪反対鳥取県共同センターの代表、田中暁様に、このような委員会において協議のテーマを設けていただいたことに感謝を申し上げて、委員長報告に賛成の討論とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。本陳情を採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

日程第3 陳情第3号

○議長（山路 有君） 日程第3、陳情第3号、政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書を議題とします。

本陳情については、本会議において総務経済常任委員会に審査を付託していますので、総務経済常任委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（橋井 満義君） 総務経済常任委員長の橋井でございます。先ほどの陳情第2号に引き続き、次の陳情第3号も総務経済常任委員会に付託をされました案件でございますので、これらについて御報告をさせていただきます。

陳情第3号、2023年2月13日、陳情団体、鳥取農民運動連合会、西伯郡南部町天満1052-3、会長、雑賀敏之氏から提出をされております。政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情書ということでございます。

本陳情につきましての趣旨概略は、おおむね4点に分けられるかなと思っておりますが、1つの論点は、現在の減反の交付金の見直しの解決をなさいということ。そして次は、原油、飼料、

これらの資材高騰に対する手だてを行えということでもあります。そして、政府が行っておりますミニマムアクセス米に対する、これらの中止を求めるものであります。それから、今現在、戦争で混乱を行っておりますウクライナ危機ということもあるんですが、食料自給率の現在日本の38%という低いことが指摘をされまして、これらについての改善をせよということが大きな視点かなというふうに思っております。

これらを総合的に各委員の中で論議をしてみました。しかしながら、現在、ロシア、ウクライナの戦争ということであって、これらが影響しているのはやはり特に原油、それからウクライナは世界でも有数の肥料の生産地であります。特に窒素、リン酸、カリにつきましても、あそこからもたらされる肥料の数は膨大なものであります。そして、油脂類につきましても、世界最大のたしか生産地であったと思いますが、ヒマワリのサフラワーオイルの世界の一番大きな供給地であったようにも思いますし、小麦等の麦類の生産も大変大きなウエートを占めておるところであったなというふうに思います。今後、パスタや云々の小麦の生産、精白食品も高騰していくということが市場では言われております。ともあれ、これらのウクライナ云々、それからコロナということに結びつけての論点もあるわけではありますが、しかし、現在の日本の食料事情を改善しなくてはならないという視点からは、様々な論点の協議がなされなくてはならないということが一つはあったように思います。

それから、ミニマムアクセス米を現在輸入しておるわけではありますが、これもずっと長い間の各国との中での協議事項として、このミニマムアクセス米の輸入に至っておるということがあります。これらは、今現在ここでは1万4,000円ということの指摘があるわけではありますが、年度ごとにこれも変動があり、様々な要件が出ておるということであり、これが肯定的な1万4,000円という価格決定ではないということ、年度ごとにもやはり変動を見ていくということで、大変それらは世界情勢に委ねる部分も大きいというふうに思うところであります。

ともあれ、陳情項目とされましては、燃油価格、飼料、肥料、生産資材の高騰に対する支援策を国に求める。そして、水田活用直接交付金の見直しをやめ、自給率が低い畑作物などへの交付額を増やしてくれと。それから、食料自給率を着実に引き上げるため、アメリカ、EU並みの価格・所得補償の実施を求める。そして、緊急に米価暴落対策を国に求めてくれということでもあります。そして最後に、ミニマムアクセス米や乳製品の輸入を中止することということであるように陳情をされております。

これらも含めた中で、各委員協議を重ねさせていただきました。結果的に、陳情第3号については、本陳情を採択すべきが1、不採択とすべきが2、趣旨採択とすべきが1ということ意見

が分かれまして、結果的に不採択とすべきが2ということで、本陳情3号については不採択とすべきという結果となりました。

以上、報告を終わります。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に、反対討論から行います。討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。私は委員長報告に反対する討論をいたします。

政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情についてであります。今、日本の食料と農業は農家経営を成り立たなくされ、食料自給率38%という異常な水準に低下しています。歴史的な危機に直面もしております。これは政府が、競争力がないなどとして中小農家を切り捨て、国民の食料を際限なく海外に依存してきた結果ではないでしょうか。今、気候危機やコロナ禍に加えてロシアによるウクライナ侵略が重なり、日本の食料価格は過去最高レベルに高騰しています。なお、大半を輸入に依存する燃油、飼料、肥料、生産資材価格も高騰し、農業生産を直撃しております。農家には米過剰を理由に生産削減を押しつけながら、水田活用交付金をカット、なお、米消費の1割に及ぶミニマムアクセス米を国産米よりも高い金額でアメリカなどから輸入しております。ミニマムアクセス米は、きっぱり廃止すべきです。また、畜産、酪農家は生産制限を強いられて借金が返せなくなるなど、苦境に立たされておられます。米農家、酪農家の経営は深刻な状況です。我が村の農業、農家を守るためにも、今こそ政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求めなければなりません。

以上、討論といたします。皆さんの賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論はありませんか。

長谷川議員。

○議員（1番 長谷川康弘君） 1番、長谷川です。私は、陳情第3号、政府に食料自給率の向上、持続可能な農業経営と農村を守ることを求める陳情について、不採択とする総務経済常任委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

本陳情は、燃油価格、肥料、飼料、資材の高騰に対する支援策を国に求める、また、水田活用直接支払交付金の見直しを中止することにより、食料自給率の向上、持続可能な農業経営を求め

る陳情であります。しかし、国は肥料価格高騰対策事業や配合飼料価格高騰緊急対策事業など、支援策を講じております。また、水田活用直接支払交付金の見直しについては、日本の主食である米の安定供給、食料自給率の向上を図るためのものであり、この陳情にあります自給率の向上、これを行うためのものであると考えております。また、水田を最大限有効活用するためには、見直しは必要な施策であると考えます。

などなど、以上の観点から、私は陳情第3号を不採択とする委員長報告に賛成いたします。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） ほかに討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本陳情に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。本陳情を採択することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立少数〕

○議長（山路 有君） 起立少数と認めます。したがって、陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

日程第4 議案第1号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第1号、日吉津村個人情報保護法施行条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論から許します。反対討論ありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。私は、議案第1号、日吉津村個人情報保護法施行条例設定に反対の討論をいたします。

これまでの条例は、個人の権利、利益の保護を目的としていました。これに対して今回の条例設定は個人情報保護法の改定で、地方自治体がそれぞれ設けてきた個人情報保護条例がデータの円滑な流通の支障になるとして、デジタル社会形成整備法による個人情報保護法の改正により全国的な共通ルールとし、行政の持つ個人情報を民間営利企業に開放しようとするものです。個人情報を保護から活用へと考え方を180度変えるものです。自治体が持つ個人情報は、公権力を行使して取得したり、申請、届出の義務として提出したりするものがほとんどです。ですから、

自治体は民間よりも厳格に個人情報の保護に努めてまいりました。その個人情報を今度は逆に営利企業に提供するというものです。

反対の第一の理由は、個人情報保護を軽視してプライバシーを侵害するおそれがあるからです。今回新たに導入される匿名加工情報の仕組みは、個人を識別できないよう加工するので個人情報ではないと定義しています。しかし、どんなに加工したとしても、その基となる情報が個人のものであることには間違いありません。プライバシーに係る情報を、本人が知らない間に行政から民間にデータを提供するのは、私の情報を提供対象から外してほしいと要求しても、本人からの利用の停止や削除を請求する権利を定めた規定が条例から削除されており、法律にも規定されていないため、提供を停止させることができなくなっています。個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきもので、行政のプライバシーを守る権利は憲法が保障する基本的人権です。自分のどんな情報が集められているかを知り、不当に扱われないように換喩する権利、自分の情報のコントロール権、情報の自己決定権を保障することであります。

反対の2つ目の理由は、地方自治が侵害されているという問題です。これまで日吉津村が定めていた個人情報保護に関するいろいろな仕組みが、国の改定で一方的になくされてしまう。また、これまでになかった仕組みを強制される内容になっています。このことは、個人情報の保護に関する法律改正に当たって、自治体の既存の個人情報保護条例は一旦リセットの発言があったことでも象徴されます。これまでの個人情報保護制度は、自治体が国よりも先行して積極的役割を果たしてきました。つまり、国より自治体のほうがより多くの住民の個人情報を保有しており、とりわけ要配慮個人情報を国よりはるかに多く保有して個々の事務を行ってきました。国が認識しにくい個人情報保護に係る様々な問題を国よりも早く認識し、その対策としてそれぞれの自治体で個人情報保護条例をつくってきたという経過があります。自治体が条例で積み上げてきた仕組みを国がリセットするよう迫ることは、地方自治を踏みにじるものと言わざるを得ません。さらに、さきに述べたように個人に関する情報の活用を目的としているため、その保護に関する規制は緩和されており、条例によって規制を上乗せすることは目的に沿わないため、ほぼ認められていません。これもまた条例制定権という団体自治を過剰に制約するものと言えます。国の方針に無批判的に追随し、住民の意見を聞くこともなく条例設定することに反対いたします。

以上、討論といたします。

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第2号、日吉津村保育所認可変更に伴う整備条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第3号、日吉津村印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 4 号

○議長（山路 有君） 日程第 7、議案第 4 号、日吉津村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 4 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 4 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 5 号

○議長（山路 有君） 日程第 8、議案第 5 号、日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第 5 号は原案のとおり可決され

ました。

日程第 9 議案第 6 号

○議長（山路 有君） 日程第 9、議案第 6 号、日吉津村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 6 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 6 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 7 号

○議長（山路 有君） 日程第 10、議案第 7 号、日吉津村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 7 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 7 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 8 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 1、議案第 8 号、日吉津村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 9 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 2、議案第 9 号、日吉津村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 9 号は原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 1 0 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 3、議案第 1 0 号、日吉津村特定教育・保育施設及び特定地域

型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号

○議長（山路 有君） 日程第14、議案第11号、日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号

○議長（山路 有君） 日程第15、議案第12号、日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号

○議長（山路 有君） 日程第16、議案第13号、日吉津村高齢者介護予防・地域支え合い事業手数料徴収条例を廃止する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありますか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号

○議長（山路 有君） 日程第17、議案第14号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号

○議長（山路 有君） 日程第18、議案第15号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号

○議長（山路 有君） 日程第19、議案第16号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩を入れたいというふうに思います。再開は10時25分から行いますので、本議場に御参集ください。それでは、休憩に入ります。

午前10時12分休憩

午前10時25分再開

○議長（山路 有君） 再開します。

日程第20 議案第17号 から 日程第23 議案第20号

○議長（山路 有君） お諮りします。日程第20、議案第17号から日程第23、議案第20号までは、本会議において予算審査特別委員会に審査を付託していますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、日程第20、議案第17号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算、日程第21、議案第18号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、日程第22、議案第19号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、日程第23、議案第20号、令和5年度日吉津村下水道事業会計予算、以上4件を一括議題とします。

ここで、予算審査特別委員長から審査経過と結果について報告を求めます。

橋井予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（橋井 満義君） 予算審査特別委員長の橋井でございます。ただいま議長よりお許しをいただきました。

本定例会において予算審査特別委員会を開催し、そして、全員議員による委員の下、慎重審議をさせていただきました。ただいま議案第17号から議案第20号を一括にて説明並びに審査経過を報告させていただきたいと思っております。令和5年3月24日、日吉津村議会議長、山路有様、

予算審査特別委員長橋井満義。委員会審査報告書。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告をさせていただきます。

まず、事件の番号及び件名、審査の結果を前もって御報告させていただきます。議案第17号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算、全会一致で原案可決であります。次、議案第18号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、これは賛成多数で原案可決であります。次、議案第19号、令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、これは賛成多数で原案可決であります。次、議案第20号、令和5年度日吉津村下水道事業会計予算、これは全会一致で原案可決であります。

以上、可決の内容については御報告させていただきました。

これらについての審査日時は、本年、令和5年3月14日、15日、20日、この3日間において審査を実施しております。審査場所は当議場において行っております。委員構成につきましては、議員全員で構成しております。敬称を略させていただきます。委員長、私、橋井、そして副委員長、前田、委員は山路、松田、加藤、三島、井藤、松本、河中、長谷川、各議員であります。説明のため出席した者につきましては、総務課は小原課長、高塚係長であります。総合政策課は福井課長、保育所、山路所長、福祉保健課、橋田課長、議会事務局、小乾局長、教育委員会は井田教育長、並びに横田教育次長、建設産業課、益田課長、住民課からは矢野課長、以上の出席者をもって説明を賜ったところであります。

まず、議案第17号、令和5年度予算審査特別委員会審査報告書、一般会計についてであります。令和5年度当初予算は、骨格予算として、一般会計の歳入歳出予算総額はそれぞれ28億3,714万9,000円を計上させていただいております。対前年度17%の減で5億7,691万6,000円の減額予算となっている。

歳入の主なものは村税で9億905万6,000円、対前年度1,083万1,000円増を見込んでいる。収入総額に村税が占める割合は32%となっている。そして村税の増の要因としては、個人所得の回復傾向などを考慮して、村民税（個人・法人）の1,034万円の増を見込んでいる。固定資産税は、償却資産の減少分を新築住宅が補填しつつも、ごく僅かに前年度を下回る見込みとなった。地方交付税は6億6,860万8,000円で、対前年度7,766万4,000円、13.1%増を見込んでいる。収入総額に地方交付税の占める割合は23.5%となっている。国庫支出金2億4,260万8,000円は、対前年度1,897万5,000円の減となっている。その要因としては、新型コロナウイルス感染症対応の臨時交付金の皆減や、同ワクチン接種体制確保補助金の

減額などが見込まれている。県支出金1億6,644万4,000円は、対前年度1,932万1,000円の減となっている。その要因としては、がんばる農家プランやスマート農業促進事業など、農業費補助金の減が見込まれている。基金繰入金は1億3,288万7,000円、対前年度8,283万6,000円の減となった。その要因としては、ミライトひえづ完成により、夢はぐくむ村づくり基金や公共施設等整備基金からの繰入れが減少したことなどである。村債は2億7,590万円、対前年比4億4,360万円の減となっている。防災無線の更新に対する事業債が見込まれたものの、ミライトひえづの完成による大幅な減少がその要因となっている。

歳出は、対前年比17%の減である。主なものでは、総務費5億3,339万4,000円、対前年度5,370万2,000円の減。法改正による電算システムの改修の委託料や、ふるさと納税の減少に伴う寄附者記念品の費用などが減額の要因となっている。民生費9億4,483万8,000円、対前年度7億3,806万7,000円の減。ミライトひえづ完成による工事費や備品費の大幅な減がその要因である。農林水産費は9,092万9,000円で、対前年度2,323万2,000円の減。がんばる農家プラン補助金の減額などが要因の一つとなっている。消防費は2億6,628万9,000円で、対前年度2億4,721万4,000円増。防災行政無線機能強化のための工事請負費2億4,442万円がその要因である。教育費は2億9,618万7,000円で、対前年度3,489万円の増。小学校校舎のLED化工事が増額の要因となっている。また、コロナ禍のため中止が続いていた中学生人材育成交流事業（オーストラリア研修）の予算化もされている。

本委員会においては、審査の結果、全会一致で可決すべきとなりました。

議長、続けてよろしいですか。

○議長（山路 有君） はい、いいですよ。

○予算審査特別委員長（橋井 満義君） 次、議案第18号、国民健康保険事業勘定特別会計。歳入歳出総額は、それぞれ3億7,575万6,000円を計上、対前年度366万2,000円、1%の増額予算である。

歳入の主なものは、保険税6,902万6,000円、県支出金2億8,680万6,000円及び一般会計繰入金1,989万1,000円である。

歳出の主なものは、保険給付費2億7,295万6,000円、保健事業費1,221万6,000円及び保険事業納付金8,536万5,000円である。

歳入歳出ともに、前年度予算構成とはほぼ同じであるが、被保険者数は今年度は645人（前年度682人）で、社会保険への加入条件の緩和により、減少すると見込まれている。また、1人当たりの医療費は49万7,169円を見込んでいるが、年々増加傾向にある。

本委員会においては、審査の結果、賛成多数で可決すべきとなりました。

次、議案第19号、後期高齢者医療特別会計。歳入歳出総額は、それぞれ5,589万円を計上、対前年度346万4,000円、6.6%の増である。

歳入の主なものは、保険料4,715万8,000円、一般会計繰入金869万5,000円である。

歳出では、広域連合納付金5,480万円である。

75歳を迎えると他保険から後期高齢者医療制度に移行する。本村が保険料徴収を行い、県下自治体で構成する広域連合に納付している。滞納がないよう留意されたい。

本委員会においては、審査の結果、賛成多数で可決すべきとなった。

次、議案第20号、下水道事業会計。公営企業会計に基づき収益的収支・資本的収支に分類され、収益的収入1億5,058万8,000円で、主なものは下水道使用料6,490万円、他会計負担金（村一般会計繰入金）4,320万円。

収益的支出1億4,411万6,000円で、主なものは下水処理場費3,894万7,000円、減価償却費7,142万1,000円である。

資本的収入1億6,300万円で、対前年度1億5,902万8,000円の増である。主なものは、汚泥脱水車購入に対する国庫補助金8,800万円や、大山町及び南部町からの負担金それぞれ2,400万円、下水道事業債2,160万円などである。

資本的支出2億1,326万5,000円で、対前年度1億6,031万8,000円の増である。主なものは、移動式汚泥脱水車購入1億6,000万円、下水道事業債償還金4,237万7,000円などである。

本委員会においては、審査の結果、全会一致で可決すべきとなりました。

これら審査の過程で、令和5年度の予算執行に向けて多数の各委員からの意見があったので、主な点を附帯意見として報告書に添付し、村執行部においては検討の上、事業執行に努められたい。

以上、予算審査特別委員会の報告に代えさせていただきます。以上、よろしく御査収願います。

○議長（山路 有君） 各会計審査報告が終わりました。

この際、委員長報告に対する質疑はないものとし、これから討論・採決を行います。討論・採決は議案ごとに行います。

まず、議案第17号に対する討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第17号に対する討論は終わります。

これから議案第17号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第18号に対する討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。私は、令和5年度日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について反対の討論をいたします。

憲法25条に、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を認め、社会保障政策の充実を国に義務づけています。ところが、今、長引くコロナ禍で中小業者や社会的弱者、低所得層に苛酷な負担を強いる政策が続いています。平成30年度から国保の都道府県化が実施され、国保税の負担を軽減する市町村独自の政策ができなくなりました。国保税の値上げが進められています。令和5年度の村国保予算は保険税率は前年度と変更なしの説明がありました。

私は、今後令和5年度の国保税の賦課が行われるに当たって、資産割の廃止を求めるものです。資産割は、固定資産税額に応じて課税するための二重課税となること、村外の固定資産には課税されないこと、自宅など収益性のない土地、建物も対象となっていることが上げられると思います。また、年金生活で所得はないのに、持家に住んでいるということで応分の負担が生じることです。

そして、均等割についてですが、令和4年度から未就学児については5割減額となりましたが、現社会情勢を考慮し、満18歳、高校卒業までを半額とするよう5年度賦課からの実施を求めるものです。

以上、討論といたします。よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論を行います。討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第18号に対する討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。本議案に対する委員長報告は原案可決です。本案は、委

員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第19号に対する討論を行います。最初に、反対討論から行います。討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。私は、令和5年度日吉津村後期高齢者医療特別会計予算に反対の討論をいたします。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者、65歳以上の一定の障がい者の方も含まれますが、だけが加入する、世界でも例を見ない制度です。そもそも私はこの制度に賛成ではありません。幾ら気をつけていても75歳以上ともなれば病気やけがをすることも多くなって、複数の医療機関にかかり、治療も長期化します。令和4年10月から、一定以上所得ある人について窓口負担が1割から2割に引き上げられました。とても負担になっています。生活の基である年金は10年間で7%も下がり、医療、介護、消費税、最近は灯油の高騰、食料費の価格上昇など、生活に厳しさが増えています。高齢者の人口の自然増にもかかわらず、国、県は交付金を十分に増額していません。保険料値上げをしないこと、国、県へ交付金増額を積極的に行うことを求めるものです。

以上、討論といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 次に、賛成討論を行います。討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第19号に対する討論は終わります。

これから議案第19号を採決します。本議案に対する委員長報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第20号に対する討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、議案第20号に対する討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。本議案に対する委員長報告は原案可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24 発委第1号

○議長（山路 有君） 日程第24、発委第1号、日吉津村議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありますか。

井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 議長のお許しをいただきましたので、発委第1号、日吉津村議会の個人情報の保護に関する条例の設定に反対の立場で討論をさせていただきます。

議員の皆さん、よく御存じのとおり、この条例は、全国町村議長会で議会が個人情報の保護に関する条例を制定する場合の例として示されたものであり、それをそのまま本村に適用し作成されたものであります。必要性についても、また内容の検討もほとんどされず上程されたものと私は考えております。全国町村議長会からは、条例の例とそれに関するQ&Aが示されていますが、これらについて十分な、あるいは必要な検討ができておりません。今回のような状況で上程されてきたのは、議会はもちろんですが、村長部局にも原因があると私は考えております。以下、説明をさせていただきます。初めての本格的な討論がなされておられませんので、多少長くなるかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。

この条例について、まず最初に、全議員の皆さんにお尋ねをしたいと思います。6点ほどお尋ねいたします。

1点目、この条例について議会で必要な検討ができたかと判断されますでしょうか。2点目、議会と村長側との調整はできたかと判断されますでしょうか。3点目、この条例の内容は問題ないと判断されますでしょうか。4点目として、問題があるとすれば今後解決可能と判断されるものなのでしょうか。5点目です。この条例で今後のデジタル化の推進が迅速に対応できるとお考えでしょうか。6点目、この上程の条例は来月、4月1日、まさに1週間後ぐらいになるんで

しょうか、4月1日からの施行予定となっております。対応が間に合うでしょうか。

以上6点について、皆さんにまずお尋ねいたしたいと思います。私もこの後、随時説明させていただきますけども、以上の6点について考えながら、ひとつお聞き願えればと思います。

以上6点について、皆さんはどのように判断されましたでしょうか。この6点は、私自身への問いかけでもあります。皆で検討する機会もありませんでしたので、この機会に私自身の判断について簡単に話をさせていただきます。その上で、今後どうしたらよいと思うのかについて私見を申し上げたいと思います。私の考えを申し上げてみたいと思います。

まず、1点目の必要な検討ができたかという点であります。御案内のとおり、この条例案は2月、先月の24日の全員協議会の席で初めて示されました。要は、配付されたわけであります。全国町村議長会作成の条例の例のQ&A、最初はQ&A、例自体は配られておりませんので、Q&Aとこの2つ多分同時に配られたんじゃないかと思います。その後、全員協議会がさらに3月1日にあり、それから、3月3日には定例会開会で、議運の委員長から上程理由の説明がございました。それから、3月13日、議案質疑がありました。この中で、私は少し疑問がありましたので、発委されました議運の委員長に質問をさせていただきました。議長から質疑を協議するからストップということで中断がかかりましたので、そこで中断させていただきました。事後に3月20日、1週間後になりますけども、質疑した内容が文書で回答を受けております。現在までの状況がこういう流れであります。果たして各条の内容を追ったような検討ができたんだろうかという私は疑問があります。

2点目が、議会と村長側との調整はできたかという点であります。実は、私は村長側の条例で不明な点がありましたので、総務課長に尋ねて下ろさせていただきました。総務課長の言は、あるいは私の聞き違いかもしれませんが、私も初めて今見ましたということでありました。私はやはり十分な調整がなされてないんじゃないかと。この条例の設定については、本当に今まで執行部が全部やっつけられたといっても過言でないぐらいな状況で推進されてきたと思います。そういうことで、これは必要条件だろうと。やはりシステムの統一化を図る点からいっても必要なんだろうなというふうで聞かせていただいたわけであります。そういうことで、やはりほとんど調整されてないというふうに判断をいたしました。

3点目の条例の内容について問題はないかということでもあります。質疑の際にしたものについては回答をいただきました。正直申しまして、回答いただきましたけども元がありませんので、私も分からない部分が多分にございました。その上で、そういう前提の下にちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、少しだけ紹介させていただきます。判断や準備等について、こ

の条例の中には議会や議長に委ねられた部分が多くあります。議長にあっては70か所、議長はということで記載されている、条文の中にあります。事務局長のほうに聞きますと、今後検討する、できるということではありますけど、本当に検討できるんだらうかという、実は私、不安があります。これは行政のほうで多分規定などをつくって対応されるんだらうかと思えますけど、その点非常に不安があります。本当に間に合いますかというあれがあります。

それから、2点目が、刑罰の関係であります。この後半のほうに刑罰があります。現状で見れば、法の運用から考えれば、村長部局の職員、要は村議会などでは議会の事務局長であります、の職員は、個人情報保護法が適用になって処罰される。そういう違法な行為があれば、ということになります。執行部の村長部局の職員は、条例が優先するわけですから、条例が適用になり処罰されるという形になります、じゃないかと私は思います。あるいは私の勘違いの部分もあるかもしれませんが、そういうことが全く検討されておられません。

それから、議会側の違反者については、先般の質疑の際に議長からも答弁いただきましたけど、告発者は議長になるんだという話であったと思います。通常の勤務形態からいえば、違法があれば告発される可能性のある事務局長は、自分の部下であります。これで正常な勤務形態ができるんだらうかという不安もあります。以上、私には分からない部分が多いということで、条例の内容に問題点はないだらうかということで、私自身も問いただしているところであります。

4点目は、今後の問題点の解消は可能かということであります。検討が十分なされていない条文の各条の検討もしない中で、問題点がよく分からない状態で解消できるかどうか。私自身も分かりません。詳細分かりません。議員の皆さんにも多分にあるんじゃないかと思えます。

○議長（山路 有君） 井藤議員、ちょっと討論が長過ぎるんですけども、自分の不安とかいうことを言う場でないんで、どの部分が反対かということで述べてもらいたいと思います。もう10分近くなってますので。

○議員（2番 井藤 稔君） 5点目が、今後のデジタル化の推進に対応できるかということであります。個人情報保護法は平成2年の最初の設定法律だと思いますけども、それ以降、既に8回も改正になっております。どんどん今、デジタル化が進んでおります。そういう中であって、果たして対応できるんだらうか。行政部局といわゆる議会の側とがばらばらの状態で対応できるんだらうかという点があります。

6点目の4月1日からの施行に間に合うんだらうかという、残り1週間であります。条例自体の内容の検討ができていない状態で、議長の判断や準備、この条例に規定されてる準備にすることは、非常に困難じゃないだらうかと、私はこのように思います。こういう状況の中で、本当に

対応できますかということを私は聞きたいと思います。

それでは、今後どのようにするのかということになるかと思いますが、現状、私は次のような現状認識から、次のように対応を考えたほうがいいんじゃないかということでもあります。1つが、現状認識でありますけども、条例の内容の検討がほとんどできていない。2つ目が、施行準備がほとんどできていない。議長の判断、あるいは準備等についての十分な理解が得られていない。3つ目が、全国町村議長の会の条例の例のQ & Aの中にも、条例で必ず規定しなければならないなどとは言っておりません。4点目が、そもそも必要性は議会の扱う個人情報の取扱いがばらばらであり、これは頂いております資料、2000個問題、あるいはデジタル化推進のため取扱いを統一するためにできたものであります。その統一化の一つの方法として条例で規定する場合には、この例を参考にしてくださいということで示されとるものであります。5点目が、村長部局の条例も、実際先ほど議決しましたように、法を中心とした執行部分についてのみ規定する簡素なものとなっております。先ほど議決した議案第1号であります。

最後になりますが、ならばどうするかということでもあります。全国議長会議から示されたQ & Aによれば、必ず条例を設けなければならないかの質問に対しまして、地方公共団体の機関には議会も含まれ、個人情報の適正な取扱いを確保する責務があると。そして、議会の個人情報の保護の取扱いをどのようにするかは、制度を設けないことも含めて議会の裁量であると。しかし、設けなかった場合には執行機関との差が生じることとなるため、ここでも相互の連携が必要だということをおっしゃるわけでもあります。こうした点に住民の理解を得られる検討が必要とされてるということでもあります。次に、要綱等で個人情報に関する規程を設けることも可能であるということをはっきりと書いております。

以上な状況から、私は次のようにしたがいいんじゃないだろうかという気が、ただ、反対するというわけじゃありませんということでもあります。このような状況から、やはり村の規模に合ったものとして日吉津村議会の個人情報の保護に関する要綱として設定したらいいと思います。県のホームページを見ますと、県議会事務局50人体制であります。

○議長（山路 有君） 井藤議員、簡潔明瞭にということをおっしゃるので。

○議員（2番 井藤 稔君） もう少しですので、ちょっとあれしてください。一番最後の……。

○議長（山路 有君） いや、止めますよ。

○議員（2番 井藤 稔君） 59人いる。そういう中で、これがほぼ同じような状態で設定されております。私は日吉津村議会の個人情報の取扱いについては、日吉津村議会の個人情報の保護に関する要綱として、日吉津村議会の個人情報の取扱いについては、当分の間、日吉津村個人

情報施行条例に準じた取扱いとするという二、三行で対応したほうがいいと思います。やけやたらと中央で参考として示されたもの、要は、本村の議会にとってはだぶだぶの私は服だと思えます。こういうような状態で一日中心配があるような条例ではやはり駄目じゃないかと。要綱で示して、その上、村議会にとって本当に条例が必要かどうかいうところから再度検討し、それから検討したほうがいいと思います。本村議会も来月には地方統一選があります。こういうときだからこそ、慎重な取扱いが求められると私は感じます。同僚議員の皆様の賛同をよろしくお願い申し上げます。

長くなりました。大変失礼しました。今まで皆さんにお話しする機会がありませんので、それで話をさせていただきました。御支援よろしく申し上げます。以上です。

○議長（山路 有君） これまで幾度となく討論について、質疑もなんですけど、討論についても簡潔明瞭ということで申し上げております。今の時間がおおよそ15分、討論。自分の思いとかそういうところを言うところでないんで、どういうところが反対の趣旨を言ってもらおうという場所ですので、それを心がけて討論をやってほしいと、行ってほしいというふうに思います。

そうしますと、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから、発委第1号を採決します。この採決は……（「動議」と呼ぶ者あり）動議は議運を開いて事前に言っとかないけません。（「動議です、その場でもできると思います」と呼ぶ者あり）駄目です。賛同者いないと駄目ですし。（「採決を取ってください。賛同者を求めてください」と呼ぶ者あり）

井藤議員の動議がありますけども、賛成される方の起立を求めます。

動議の内容は。

○議員（2番 井藤 稔君） 動議の内容は準備していませんけども、長い間検討がなされてなかった上での、今、反対討論でした。そういう状況ですので、即座に皆さんに理解ができてないかもしれませんので、協議の場を設けていただいたらということで、動議として全員協議会の開催を求めて動議とさせていただきました。以上です。

○議長（山路 有君） 今、ちょっと議会事務局長と話した中で、もう今、ここの場は採決をする場所ですので、採決に入りたいと思います。ここで今、動議という場所ではないんで、採決をする場所ですので、そのように進めてまいりたいというふうに思います。

そういたしますと、これから議案第1号を採決します。この採決は起立よって行います。本案

は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（山路 有君） 起立多数と認めます。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第21号

○議長（山路 有君） 日程第25、議案第21号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第11回）を議題とします。

本議案は追加議案ですので、提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第21号、令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第11回）について、提案理由を御説明申し上げます。

歳入歳出それぞれ287万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億906万9,000円とするものでございます。

5ページを御覧ください。まず、歳出ですが、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費に270万円の増額を計上しておりますが、これはウィンドウズのクライアントOSにリモート接続し、仮想端末上でインターネットなどを利用するための3年に一度のVDAライセンスの更新に係る電算処理委託料の増額によるものでございます。第5款農林水産業費、第1項農業費、第5目農地費に17万6,000円の増額を計上しております。これは、県営農村地域防災減災事業市町村負担金について、県から提示額の修正があったことに伴う増額でございます。

歳入につきましては、第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金を287万6,000円増額し、調整をしております。

以上、議案第21号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしく御審議、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案理由が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。本議案は、本日追加をされた日程に基づいて議案21号ということであります。この内容について、先般、議会運営委員会と全員協議会の場において若干の説明があったんですが、その中ではっきりとしない部分があったので、再度この場

において質疑をさせていただきたいと思います。

まず、3 ページ、ここについての部分ですが、繰越明許費の補正、土木費、道路橋梁費、村道 2 号線海川排水路橋補修工事 4 1 5 万円が繰越明許となっております。説明の内容としては、資材の調達等がままならない状況であったため工期が予定どおりにいかなくなり、繰越明許をして次年度に繰り越すということの説明であったように伺っております。それで、この資材の調達が予定どおりにままならなかったということで、どのような資材がどういう理由で調達できずに遅延をし、繰越しを行わなくてはならないような状況になったのかという、資材調達がままならなかった要因、それと、この工事において、工事内容はどのような工事が補修工事としてなされたのか、なされる予定なのかという、その工事内容、工事のディテールをお教えいただきたいというふうに思います。以上 2 点。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 橋井議員の御質問にお答えいたします。

こちらの繰越しの件につきましてですけれども、資材のほうにつきましては、これが高欄、ガードレールのほうが、資材のほうを発注させていただいておりますけれども、納期のほうが 3 月下旬ということで、そちらの関係で工期のほうを 3 月 2 4 日に設定しておりましたものを、4 月の末日に変更をさせていただくというようなところで繰越しのほうをお願いするものでございます。

工事の内容についてでございますけれども、こちらにつきましては、まずは、ひび割れの補修工事ということでございます。充填剤等を使用させていただいて、こちら対応を取るということでございます。断面修復工ということで、こちらは鉄筋とか、あと、防さびの関係の処理をさせていただいております。そのほかにも表面処理工ということで、こちらのほうは表面の含浸工というようなところで、橋台、橋桁になりますでしょうか。そちらのほうに足場を組んで対応を取ったと、工事を行ったというところでございますし、あと、アスファルト舗装ということで、橋面の防水工の中で行ったというような工事内容でございます。そういったようなところで、このたび金額として 4 1 5 万円の繰越しをお願いするというところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） 理屈としては 4 1 5 万円を繰り越す内容は、今お聞きしてるのに、ガードレールとガードパイプですね。それらの備品の調達が 3 月末を予定をしていたのが 4 月末じゃないと入らないから、これを繰り越さないといけないということで 4 1 5 万というこ

とになってますよね。しかしながらも、あの工事ってそんなに工程、工事的にガードレールの発注をかけて、そこからこんなに遅延するということが、たったあれだけのスパンのものでかかるのかなって逆に不思議なんですよ。それで、大体どういう工程表を組んで、どういう段取りでやられてるのか。ましてやあの業者さん、除雪請けをさせて一緒にやってる業者さんでしょう。もうよく分かってるじゃないですか。それ、お助けをそこをしたのは、その業者さんに手助けというか、どういう関係か分かりませんよ。今の、この間あそこの交差点、アスパルのこっち側のところの、役場線と村道2号線の交差点をやった業者さんが、私見たときに除雪業者さんが元請だと思いますよ、あれ、看板出していましたから。それのお助けマンで行っておられましたよ。足場の、あれ、つり足場やりましたよね。今言われたのは、裏側から見て目視点検で、橋梁のさびが出たり、クラックが入ったりして、そこに水が回ってきたり酸化しないように防錆工事をする。よく業界では言うエポキシ系の防錆処理剤をそこに充填して固めていくわけですよ、それ以上割れが、クラックが入らないように。それはそれでいいですよ。

だけでも、それだったらこれ、これ415万の云々というのじゃなくて、あれもっと銭かかってたんですけど、それ部分支出はもうされてんですかね。会計責任者、その辺どうですか。415万はこれ、ガードレールだけのために繰り越すんですか。その辺どうですかね。そこからちょっと聞いてみてください。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 現在、支出しておりますのは、事業費670万のうちの前払い金といたしまして255万のほうを支出させていただいております。そこに事業費から前払い金を差し引いた中で415万の繰越しということでお願いするものでございます。

○議長（山路 有君） 3回目になります。橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 何か堂々巡りみたいなことを言うようなことなんだけど、やはり発注と、この、特に役所の仕事って納期が3月末というのはどこの業者さんも分かった上での仕事やるんですよ、よっぽどじゃない限り。その辺りは、もうこれ繰り越ししないと業者さんも困っちゃう、もう多分、いつつけてくれるのかどうか分からないけども、3月24日、もう今日ですよ。今日、だからこれをしとかなないと、もうこれアウトですよ、はっきり言えば。今日ここで可決しないと、これ4月末までこれ繰り越しできませんよという変なことになるんですよ。

それはそれとして、今後はこういうことはきっちりもう業者さんと話をして、会計のほうも担当のほうも大変だから私それを言うんで、今後は本当に気をつけていただきたいと思いますわ。愚痴になってはいけませんけども、今後はこういうことはもう避けていただきたい。急遽、年度

当初の予算の大事な編成のときのタイミングで、こういうようなことはあまり適切じゃないいうふうに思いますので、その辺はあれですわ、担当の云々もあるかもしれませんが、村長の一言を最後聞いて終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。

適切な対応を取った上での発注、資材が入らないことによります繰越しをお願いするものですので、御理解を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

○議長（山路 有君） ほかに質疑。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。歳出のところの農地費について、多少伺ったかもしれませんが、県営農村地域防災減災事業、それについての県から提示額の修正があったという御説明をいただいているんですが、17万6,000円を。改めてこの県営の事業の概要と、それに伴って、この時点で、要するに県がやる事業に日吉津村の負担金を追加を求められたということなので、その辺の経過を御説明いただいたらなと思います。よろしく願いします。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員の御質問にお答えします。

現在、この県の管轄します事業、市町村の負担金でお支払いさせていただいております県営土地改良事業、村内2つの事業を実施しているところで、このたびの補正に係る部分につきましては、県営湛水防除事業、地区名でいいますと海川第2ということで、水源地のほうから下流に向かっていくところの工事、こちらに係るものでございます。当初の予算に対して、どの程度の見込みがあったかという部分については、県のほうに数字のやり取りをさせていただいておりましたが、こちらの議会のほうが始まる直前だったか、始まってからだったかというところをちょっと具体的には覚えてないんですけれども、2月末日付で県のほうから頂きました書類を確認した際に、出させていただいた金額に、今回上げさせていただいております17万6,000円という部分で不足額が生じてきたということでございましたので、本日追加議案という形で出させていただくこととなりました。

県のほうに、どうしてこのようなことになったかという部分についてもいろいろとやり取りをさせていただきまして、再発防止といえますか、今後このようなことがないように、数字のやり取りだけではなく、計算します積算根拠等についてもお知らせさせていただくというような返答をいただきました。そういったようなところで、今後このようなことがないようにとい

うことにつきましては、県のほうにも申出をさせていただいておるところでございます。
以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 経過は分かりましたが、要するに、この増額の事情について県から十分な説明は受けてないというふうなニュアンスで今伺ったんですが、例えばどういった点で増額になったかっていうことについては、県のほうは説明をいただいているんでしょうか、どうでしょう。

○議長（山路 有君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） こちらにつきましては、工事の負担が変わってきたというようなどころではなく、数字の連絡間違いと、県のほうからいただきました数字のほうが間違っていたということで、そちらが今回訂正させていただく原因でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 3回目になります。前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 分かりました。県のほうにその点は重々伝えられたということなので、今後もその辺り気をつけていただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。最初に、反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、次に、賛成討論はありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本議案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第26 広報広聴常任委員会の閉会中継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第26、広報広聴常任委員会の閉会中継続調査についてを議題とし

ます。

広報広聴常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第27 議会運営委員会の閉会中継続調査について

○議長（山路 有君） 日程第27、議会運営委員会の閉会中継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（山路 有君） 以上で本定例会の会議に付議された議案は全て終了しました。

これをもって会議を閉じ、令和5年第1回日吉津村議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午前11時35分閉会
